

# ○風力発電事業に係る環境影響評価実施要綱

## 第一 総則

### 1 目的

この要綱は、土地の形状の変更、工作物の新設等の事業を行う事業者がその事業の実施に当たりあらかじめ環境影響評価を行うことが環境の保全上極めて重要であることにかんがみ、環境影響評価について国等の責務を明らかにするとともに、規模が大きく環境影響の程度が著しいものとなるおそれがある事業について環境影響評価が適切かつ円滑に行われるための手続その他所要の事項を定め、その手続等によって行われた環境影響評価の結果をその事業に係る環境の保全のための措置その他のその事業の内容に関する決定に反映させるための措置をとること等により、その事業に係る環境の保全について適正な配慮がなされることを確保し、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に資することを目的とする。

### 2 定義

一 この要綱において「環境影響評価」とは、事業（特定の目的のために行われる一連の土地の形状の

変更（これと併せて行うしゅんせつを含む。）並びに工作物の新設及び増改築をいう。以下同じ。）の実施が環境に及ぼす影響（当該事業の実施後の土地又は工作物において行われることが予定される事業活動その他の人の活動が当該事業の目的に含まれる場合には、これらの活動に伴って生ずる影響を含む。以下単に「環境影響」という。）について環境の構成要素に係る項目ごとに調査、予測及び評価を行うとともに、これらを行う過程においてその事業に係る環境の保全のための措置を検討し、この措置が講じられた場合における環境影響を総合的に評価することをいう。

二 この要綱において「対象事業」とは、出力が一万キロワット以上である風力発電所の設置の工事の事業又は出力が一万キロワット以上である発電設備の新設を伴う風力発電所の変更の工事の事業をいう。

三 出力が一万キロワット未満である風力発電所の設置の工事の事業又は出力が一万キロワット未満である発電設備の新設を伴う風力発電所の変更の工事の事業を実施しようとする者は、この要綱に基いて、環境影響評価その他の手続を行うことができる。この場合において、当該事業を実施しようとする者は、この要綱に基いて、環境影響評価その他の手続を行うこととした旨を経済産業省に書面によ

り通知するものとする。

四 三の通知をした者は、対象事業を実施しようとする者とみなし、この要綱を適用する。

五 この要綱（この章を除く。）において「事業者」とは、対象事業を実施しようとする者（国が行う対象事業にあつては当該対象事業の実施を担当する行政機関（地方支分部局を含む。）の長、委託に係る対象事業にあつてはその委託をしようとする者）をいう。

### 3 国等の責務

国、地方公共団体、事業者及び国民は、事業の実施前における環境影響評価の重要性を深く認識して、この要綱の規定による環境影響評価その他の手続が適切かつ円滑に行われ、事業の実施による環境への負荷をできる限り回避し、又は低減することその他の環境の保全についての配慮が適正になされるようにそれぞれの立場で努めなければならない。

## 第二 準備書の作成前の手続

### 1 方法書の作成

一 事業者は、対象事業に係る環境影響評価を行う方法（調査、予測及び評価に係るものに限る。）に

ついて、次に掲げる事項を記載した環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）を作成しなければならぬ。

- (1) 事業者の氏名及び住所（法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
  - (2) 対象事業の目的及び内容
  - (3) 対象事業が実施されるべき区域（以下「対象事業実施区域」という。）及びその周囲の概況
  - (4) 対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法
- 二 相互に関連する二以上の対象事業を実施しようとする場合は、当該対象事業に係る事業者は、これらの対象事業について、併せて方法書を作成することができる。

## 2 方法書の送付等

事業者は、方法書を作成したときは、対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域を管轄する都道府県知事及び市町村長（特別区の長を含む。以下同じ。）に対し、方法書及びこれを要約した書類（3及び4において「要約書」という。）を送付し、併せてこれらの書類を経済産業省に届け出なければならぬ。

### 3 方法書についての公告及び縦覧

事業者は、方法書を作成したときは、環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法について環境の保全の見地からの意見を求めるため、方法書を作成した旨等を公告し、公告の日から起算して一月間、方法書及び要約書を関係地域内において縦覧に供するとともに、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

### 4 説明会の開催等

一 事業者は、方法書を作成したときは、3の縦覧期間内に、2の地域内において、方法書の記載事項を周知させるための説明会（以下「方法書説明会」という。）を開催しなければならない。この場合において、当該地域内に方法書説明会を開催する適当な場所がないときは、当該地域以外の地域において開催することができる。

二 事業者は、方法書説明会を開催するときは、その開催を予定する日時及び場所を定め、2の地域を管轄する都道府県知事及び当該地域を管轄する市町村長の協力を得て、これらを方法書説明会の開催を予定する日の一週間前までに公告しなければならない。

三 事業者は、方法書説明会の開催を予定する日時及び場所を定めようとするときは、2の地域を管轄する都道府県知事の意見を聴くことができる。

四 事業者は、その責めに帰することができない事由により、二の公告をした方法書説明会を開催することができない場合には、当該方法書説明会を開催することを要しない。

#### 5 方法書についての意見書の提出

方法書について環境の保全の見地からの意見を有する者は、3の公告の日から、3の縦覧期間満了の日の翌日から起算して二週間を経過する日までの間に、事業者に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

#### 6 方法書についての意見の概要の送付

一 事業者は、5の期間を経過した後、2の地域を管轄する都道府県知事及び当該地域を管轄する市町村長に対し、5の意見の概要及びこれについての事業者の見解を記載した書類を送付しなければならない。

二 一の送付をするときは、併せて当該書類を経済産業省に届け出なければならない。

## 7 方法書についての都道府県知事等の意見

一 6の都道府県知事は、6の書類の送付を受けたときは、三の場合を除き、九十日以内に、経済産業省に対し、方法書について環境の保全の見地からの意見を書面により述べることができる。

二 一の場合において、当該都道府県知事は、期間を指定して、方法書について6の市町村長の環境の保全の見地からの意見を求めることができる。

三 2の地域の全部が札幌市、仙台市、さいたま市、千葉市、横浜市、川崎市、新潟市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、吹田市、神戸市、尼崎市、広島市、北九州市及び福岡市のうち一の区域に限られるものである場合は、当該市が、6の書類の送付を受けたときは、九十日以内に、経済産業省に対し、方法書について環境の保全の見地からの意見を書面により述べることができる。

四 三の場合において、6に規定する都道府県知事は、6の書類の送付を受けたときは、必要に応じ、九十日以内に、経済産業省に対し、方法書について環境の保全の見地からの意見を書面により述べる  
ことができる。

## 8 方法書についての勧告

一 経済産業省は、2の方法書の届出があつた場合において、7の一の都道府県知事の意見又は7の三の市の長の意見及び7の四の都道府県知事の意見がある場合にはその意見を勘案するとともに、2の方法書の届出に係る5の意見の概要及び当該意見についての事業者の見解に配意して、その方法書を審査し、その方法書に係る対象事業につき、環境の保全についての適正な配慮がなされることを確保するため必要があると認めるときは2の方法書の届出を受理した日から百八十日以内に限り、事業者に対し、その対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法について必要な勧告をすることができる。

二 経済産業省は、一の勧告をする必要がないと認めるときは、遅滞なく、その旨を事業者に通知しなければならぬ。

三 経済産業省は、一の勧告又は二の通知を行うときは、併せて事業者に対し、7の一の書面又は7の三の書面及び7の四の書面がある場合はその書面の写しを送付しなければならない。

## 9 環境影響評価の項目等の選定

一 事業者は、7の一、三又は四の意見が述べられたときはこれを勘案するとともに、5の意見に配慮



するほか、8の一の勧告があつたときは、その勧告を踏まえて、1の一の(4)の事項に検討を加え、発電所の設置又は変更の工事の事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令（平成十年通商産業省令第五十四号。以下「発電所主務省令」という。）を参考として、対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法を選定しなければならない。

二 事業者は、一の選定を行うに当たり必要があると認めるときは、経済産業省に対し、技術的な助言を記載した書面の交付を受けたい旨の申出を書面によりすることができ。

三 経済産業省は、二の申出に応じて技術的な助言を記載した書面の交付をしようとするときは、あらかじめ、環境省の意見を聴かなければならない。

#### 10 環境影響評価の実施

事業者は、9の一で選定した項目及び手法に基づいて、発電所主務省令を参考として、対象事業に係る環境影響評価を行わなければならない。

## 1 準備書の作成

一 事業者は、第二の10で対象事業に係る環境影響評価を行った後、当該環境影響評価の結果について環境の保全の見地からの意見を聴くための準備として、当該結果に係る次に掲げる事項を記載した環境影響評価準備書（以下「準備書」という。）を作成しなければならない。

- (1) 第二の1の一の(1)から(3)までに掲げる事項
- (2) 第二の5の意見の概要
- (3) 第二の7の一の都道府県知事の意見又は第二の7の三の市の長の意見及び第二の7の四の都道府県知事の意見がある場合にはその意見
- (4) (2)及び(3)の意見についての事業者の見解
- (5) 第二の8の勧告の内容
- (6) 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法
- (7) 第二の9の二の助言がある場合には、その内容
- (8) 環境影響評価の結果のうち、次に掲げるもの

イ 調査の結果の概要並びに予測及び評価の結果を環境影響評価の項目ごとにとりまとめたもの（環境影響評価を行ったにもかかわらず環境影響の内容及び程度が明らかとならなかった項目に係るものを含む。）

ロ 環境の保全のための措置（当該措置を講ずることとするに至った検討の状況を含む。）

ハ ロに掲げる措置が将来判明すべき環境の状況に応じて講ずるものである場合には、当該環境の状況の把握のための措置

ニ 対象事業に係る環境影響の総合的な評価

(9) 環境影響評価の全部又は一部を他の者に委託して行った場合には、その者の氏名及び住所（法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

二 第二の1の二は、準備書の作成について準用する。

## 2 準備書の送付等

事業者は、準備書を作成したときは、対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域（第二の5及び第二の7の一、三又は四の意見並びに第二の10で行った環境影響評価の結果にかんがみ

第二の2の地域に追加すべきものと認められる地域を含む。以下「関係地域」という。）を管轄する都道府県知事（以下「関係都道府県知事」という。）及び関係地域を管轄する市町村長（以下「関係市町村長」という。）に対し、準備書及びこれを要約した書類（以下「要約書」という。）を送付し、併せて準備書及び要約書を経済産業省に届け出なければならぬ。

### 3 準備書についての公告及び縦覧

事業者は、2の送付を行った後、準備書に係る環境影響評価の結果について環境の保全の見地からの意見を求めるため、準備書を作成した旨等を公告し、公告の日から起算して一月間、準備書及び要約書に関係地域内において縦覧に供するとともに、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならぬ。

### 4 説明会の開催等

一 事業者は、3の縦覧期間内に、関係地域内において、準備書の記載事項を周知させるための説明会（以下「準備書説明会」という。）を開催しなければならない。この場合において、関係地域内に準備書説明会を開催する適当な場所がないときは、関係地域以外の地域において開催することができる。

二 第二の4の二から四までの規定は、一の規定により事業者が準備書説明会を開催する場合について準用する。この場合において、第二の4の三中「2の地域」とあるのは「第三の2の関係地域」と、第二の4の四中「二」とあるのは「第三の4の二において準用する二」と読み替えるものとする。

#### 5 準備書についての意見書の提出

準備書について環境の保全の見地からの意見を有する者は、3の公告の日から、3の縦覧期間満了の日の翌日から起算して二週間を経過する日までの間に、事業者に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

#### 6 準備書についての意見の概要等の送付

一 事業者は、5の期間を経過した後、関係都道府県知事及び関係市町村長に対し、5の意見の概要及び当該意見についての事業者の見解を記載した書類を送付しなければならない。

二 一の送付をするときは、併せて当該書類を経済産業省に届け出なければならない。

#### 7 準備書についての関係都道府県知事等の意見

関係都道府県知事及び関係市町村長は、6の一の書類の送付を受けたときは、四十五日以内に、経済

産業省に対し、準備書について環境の保全の見地からの意見を書面により述べることができる。

## 8 準備書についての勧告

一 経済産業省は、2の準備書の届出があつた場合において、7の関係都道府県知事及び関係市町村長の意見がある場合にはその意見を勘案するとともに、6の二の届出に係る5の意見の概要及び当該意見についての事業者の見解に配慮して、その準備書を審査し、その準備書に係る対象事業につき、環境の保全についての適正な配慮がなされることを確保するため必要があると認めるときは、6の二の届出を受理した日から六十日以内に限り、事業者に対し、その対象事業に係る環境影響評価について必要な勧告をすることができる。

二 経済産業省は、一の規定による審査をするときは、環境省の環境の保全の見地からの意見を聴かなければならない。

三 経済産業省は、一の勧告をする必要がないと認めるときは、遅滞なく、その旨を事業者に通知しなければならぬ。

四 経済産業省は、一の勧告又は三の通知を行うときは、併せて事業者に対し、7の書面がある場合に

はその書面の写しを送付しなければならない。

#### 第四 評価書

##### 1 評価書の作成

一 事業者は、第三の7の意見が述べられたときはこれを勘案するとともに、第三の5の意見に配慮するほか、第三の8の一の勧告があつたときは、その勧告を踏まえて、準備書の記載事項について検討を加え、当該事項の修正を必要とするとき（当該修正後の事業が対象事業に該当するときに限る。）は、次に掲げる当該修正の区分に応じ当該各号に定める措置をとらなければならない。

(1) 第二の1の一の(2)の事項の修正（次に掲げる場合を除く。） 第二から第四までの環境影響評価その他の手続を経ること。

##### イ 事業規模の縮小

ロ 別表第一の第一欄に掲げる事業の諸元の修正であつて、同表の第二欄に掲げる要件に該当するもの（当該修正後の対象事業について第二の2を適用した場合における同項の地域を管轄する市

町村長に当該修正前の対象事業に係る当該地域を管轄する市町村以外の市町村が含まれるもの及

び環境影響が相当な程度を超えて増加するおそれがあると認めるとき特別の事情があるものを除く。）

ハ 別表第一の第一欄に掲げる事業の諸元の修正以外の修正

ニ 環境への負荷の低減を目的とする修正であつて、当該修正後の対象事業について第二の2を適用した場合における同項の地域を管轄する市町村に当該変更前の対象事業に係る当該地域を管轄する市町村以外の市町村が含まれていないもの

(2) 第二の1の一の(1)又は第三の1の一の(2)から(4)まで、(7)若しくは(9)の事項の修正(1)に該当する場合を除く。) 二及び2から5までの環境影響評価その他の手続を行うこと。

(3) (1)(2)に掲げるもの以外のもの 当該修正に係る部分について対象事業に係る環境影響評価を行うこと。

二 事業者は、一の(1)に該当する場合を除き、一の(3)の環境影響評価を行った場合には当該環境影響評価及び準備書に係る環境影響評価の結果に、同号の環境影響評価を行わなかった場合には準備書に係る環境影響評価の結果に係る次に掲げる事項を記載した環境影響評価書(以下「評価書」という。)



を作成しなければならない。

- (1) 第三の 1 の一に掲げる事項
- (2) 第三の 5 の意見の概要
- (3) 第三の 7 の関係都道府県知事又は関係市町村長の意見がある場合にはその意見
- (4) (2)(3)の意見についての事業者の見解
- (5) 第二の 8 の一及び第三の 8 の一の勧告の内容

## 2 評価書の届出

事業者は、評価書を作成したときは、速やかに、その評価書を経済産業省に届け出なければならない。

3 の一の命令があった場合において、これを変更したときも、同様とする。

## 3 変更命令

一 経済産業省は、2 の評価書の届出があった評価書に係る対象事業につき、環境の保全についての適正な配慮がなされることを確保するため特に必要があり、かつ、適切であると認めるときは、2 の評価書の届出を受理した日から三十日以内に限り、事業者に対し、相当の期限を定め、その届出に係る

評価書を変更すべきことを命ずることができる。

二 経済産業省は、一の命令をする必要がないと認めたときは、遅滞なく、その旨を事業者に通知しなければならぬ。

#### 4 評価書の送付

一 経済産業省は、3の二の通知をしたときは、その通知に係る評価書の写しを環境省に送付しなければならぬ。

二 事業者は、3の二の通知を受けたときは、速やかに、関係都道府県知事及び関係市町村長に対し、その通知に係る評価書、これを要約した書類及び3の一の命令の内容を記載した書類を送付しなければならぬ。

#### 5 評価書の公告及び縦覧

事業者は、3の二の通知を受けたときは、当該通知に係る評価書を作成した旨を公告し、公告の日から起算して一月間、当該通知に係る評価書、これを要約した書類及び3の一の命令の内容を記載した書類を関係地域内において縦覧に供するとともに、インターネットの利用その他の方法により公表しな

ればならない。

## 第五 対象事業の内容の修正等

### 1 事業内容の修正の場合の環境影響評価その他の手続

事業者は、第二の3の公告を行ってから第四の5の公告を行うまでの間に第二の1の(2)の事項を修正しようとする場合（第四の1の一の適用を受ける場合を除く。）において、当該修正後の事業が対象事業に該当するときは、当該修正後の事業について、第二から第四までの環境影響評価その他の手続を経なければならぬ。この場合、第四の1の一の(1)を準用する。

### 2 対象事業の廃止等

一 事業者は、第二の3の公告を行ってから第四の5の公告を行うまでの間において、次の各号のいずれかに該当することとなった場合には、方法書、準備書又は評価書の送付を当該事業者から受けた者にその旨を通知するとともに、その旨を公告しなければならない。

- (1) 対象事業を実施しないこととしたとき。
- (2) 第二の1の(2)の事項を修正した場合において当該修正後の事業が対象事業に該当しないこととな

ったとき。

(3) 対象事業の実施を他の者に引き継いだとき。

二 一の(3)の場合において、当該引継ぎ後の事業が対象事業であるときは、同項の公告の日以前に当該引継ぎ前の事業者が行った環境影響評価その他の手続は新たに事業者となった者が行ったものとみなし、当該引継ぎ前の事業者について行われた環境影響評価その他の手続は新たに事業者となった者について行われたものとみなす。

## 第六 評価書の公告及び縦覧後の手続

### 1 対象事業の実施の制限

一 事業者は、第四の5の公告を行うまでは、対象事業（第四の1の一又は第五の1の修正があった場合において当該修正後の事業が対象事業に該当するときは、当該修正後の事業）を実施してはならない。

二 事業者は、第四の5の公告を行った後に第二の1の一の(2)の事項を変更しようとする場合において、当該変更が次に掲げる場合に該当するときは、この要綱の規定による環境影響評価その他の手続を

経ることを要しない。

(1) 事業規模の縮小

(2) 別表第二の第一欄に掲げる事業の諸元であつて、同表の第二欄に掲げる要件に該当するもの（当該変更後の対象事業について第二の2を適用した場合における同項の地域を管轄する市町村に当該変更前の対象事業に係る当該地域を管轄する市町村以外の市町村が含まれるもの及び環境影響が相  
当な程度を超えて増加するおそれがあると認めらるべき特別の事情があるものを除く。）

(3) 別表第二の第一欄に掲げる事業の諸元の修正以外の修正

(4) 環境への負荷の低減を目的とする変更（緑地その他の緩衝空地を増加するものに限る。）であつて、当該変更後の対象事業について第二の2を適用した場合における同項の地域を管轄する市町村に当該変更前の対象事業に係る当該地域を管轄する市町村以外が含まれていないもの

三 一は、第四の5の公告を行った後に第二の1の(2)の事項を変更して当該事業を実施しようとする者（二の環境影響評価その他の手続を経ることを要しないこととされる事業者を除く。）について準用する。この場合において、一中「公告」とあるのは、「公告（同項の公告を行い、かつ、この要

綱による環境影響評価その他の手続を再び経た後に行うものに限る。」と読み替えるものとする。

四 事業者は、第四の5の公告を行った後に対象事業の実施を他の者に引き継いだ場合には、その旨を公告しなければならない。この場合において、第五の2の二は、当該引継ぎについて準用する。

## 2 評価書の公告後における環境影響評価その他の手続の再実施

一 事業者は、第四の5の公告を行った後に、対象事業実施区域及びその周囲の環境の状況の変化その他の特別の事情により、対象事業の実施において環境の保全上の適正な配慮をするために第三の1の一の(1)、(6)又は(8)に掲げる事項を変更する必要があると認めるときは、当該変更後の対象事業について、更に第二から第四まで又は第二の9から第四までの例による環境影響評価その他の手続を行うことができる。

二 事業者は、一の環境影響評価その他の手続を行うこととしたときは、遅滞なく、その旨を公告するものとする。

三 第五の1から第六の1までの規定は、一の環境影響評価その他の手続が行われる対象事業について準用する。この場合において、第六の1の一中「公告」とあるのは、「公告（第六の2の一に規定す

る環境影響評価その他の手続を行った後に行うものに限る。」と読み替えるものとする。

### 3 事業者の環境の保全の配慮等

事業者は、評価書に記載されているところにより、環境の保全についての適正な配慮をして当該対象事業を実施するとともに、第四の3の2の通知に係る評価書に記載されているところにより、環境の保全についての適正な配慮をして当該対象事業に係る事業用電気工作物を維持し、及び運用しなければならない。

## 第七 その他

### 1 地方公共団体との連絡

事業者等は、この要綱の規定による公告若しくは縦覧又は方法書説明会若しくは準備書説明会の開催について、関係する地方公共団体と密接に連絡し、必要があると認めるときはこれに協力を求めることができる。

### 2 適用除外等

一 この要綱の規定は、放射性物質による大気汚染、水質汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底

質が悪化することを含む。）及び土壌の汚染については、適用しない。

二 第二から第六までの規定は、災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第八十七条の規定による災害復旧の事業又は同法第八十八条第二項に規定する事業、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第八十四条の規定が適用される場合における同条第一項の都市計画に定められる事業又は同項に規定する事業及び被災市街地復興特別措置法（平成七年法律第十四号）第五条第一項の被災市街地復興推進地域において行われる同項第三号に規定する事業については、適用しない。

### 3 施行日及び経過措置

一 この要綱は、平成二十四年六月六日から施行する。

二 この要綱の施行により新たに対象事業となる事業について、当該施行の際、事業者が公表を経た方法書に相当する書類を有しており、次の各号に掲げる書類があるときは、その旨を経済産業省に届け出た場合限り、当該書類は、それぞれ当該各号に定める書類とみなす。

(1) 環境影響評価の項目を記載した書類であって環境影響を受ける範囲であると認められる地域を管轄する地方公共団体の長（以下「関係地方公共団体の長」という。）に対する送付、縦覧その他の



第三者の意見を聴くための手続を経たものであると認められるもの 第二の3及び4の一の手続を経た方法書

(2) (1)の書類に対する環境の保全の見地からの意見の概要を記載した書類であつて関係地方公共団体の長に対する送付の手続を経たものであると認められるもの 第二の6の手続を経た第二の6の書類

(3) 関係地方公共団体の長が(1)の書類について環境の保全の見地からの意見を述べたものであると認められる書類 第二の8の二の通知を受けた方法書

(4) 環境影響評価の結果について環境の保全の見地からの一般の意見を聴くための準備として作成された書類であつて第三の3の公告及び縦覧、第三の4の一の周知のための措置並びに第三の5の意見書の提出に準ずる手続を経たものであると認められるもの（第三の1の一の準備書に相当する書類の記載事項の検討を行った結果を記載した書類を含む。） 第三の3、4及び5の手続を経た準備書

4 この要綱に定めるもののほか、この要綱に基づく環境影響評価その他の手続の実施に関し必要な事項

は、発電所主務省令を参考とするものとする。

別表第一

事業の諸元	手続を経ることを要しない修正の要件
発電所の出力	発電所の出力が十パーセント以上増加しないこと。
対象事業実施区域の位置	修正前の対象事業実施区域から三百メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。

別表第二

事業の諸元	手続を経ることを要しない変更の要件
発電所の出力	発電所の出力が十パーセント以上増加しないこと。
対象事業実施区域の位置	変更前の対象事業実施区域から三百メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。

発電設備の位置

発電設備が百メートル以上移動しないこと。